

江別市建築審査会条例の一部改正（案）について

■江別市建築審査会条例を改正することに至った背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）」に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正され、これまで同法により、全国一律に定められていた「建築審査会の委員の任期」について、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）で定める基準を参酌し、特定行政庁である江別市が条例で定めることになりました。

これに伴い、江別市では、「江別市建築審査会条例」の一部改正するにあたり、その案について市民の皆様のご意見を募集します。

■建築審査会の委員の任期についての考え方

建築審査会の委員の任期について、改正後も国の基準は2年であり、これまで任期について支障がなかったことから、国の基準どおりとします。

■条例の概要

項目	国の基準	市の基準（案）
委員の任期	省令第10条の15の7 ・委員の任期は、2年とすること。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。 ・委員は再任されることができること。 ・委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。	国の基準どおり

■施行期日

平成28年4月1日（予定）

■参考資料

- 建築基準法（抜粋）
- 建築基準法施行細則（抜粋）